

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月8日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：コートジボワール 担当：経済基盤開発部  
案件名：大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年7月中旬～2016年5月下旬

2 参加要件

海外におけるコミュニティ開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月22日から2013年5月24日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月22日から2013年5月27日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月7日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月下旬
- (5) 契約交渉 : 7月上旬

5 業務の目的

コートジボワール国では、10年に亘りクーデター等を起因とする経済社会的混乱によって都市人口が増大し、大アビジャン圏中心部（750km<sup>2</sup>）の人口は、2013年現在、最大で590万人と推計される。さらに2010年の大統領選挙後の騒乱に際して、大アビジャン圏では300万人の難民や国内帰還民が発生しており、ヨブゴン・コミューン（推計約200万人）、アボボ・コミューン（推計約180万人）には、都市貧困地区が形成されている。これらの地区では学校施設、保健施設、道路、排水路といった基礎的な社会インフラ施設の不足に加え、若年層、元戦闘員、帰還民を吸収しきれない労働市場の制約によって高い失業人口を抱えており、社会の不安定要因となっている。また、2つのコミューンでは依然として、旧体制派と現体制派の間に緊張関係が存在しており、民族（エスニックグループ）ごとの居住区も形成され始めているため、今後の国の政治的動向によっては再び騒乱に陥る可能性があり、社会的統合の促進は急務である。

コートジボワール政府は、「社会的調和促進プログラム（2012年-2015年）」を策定し、紛争影響コミュニティが抱える社会インフラ施設のりハビリ、それを通じた雇用状況の改善が、社会的調和を促進するために緊急的に取り組む必要があるとしている。特に、アボボ・コミューン、ヨブゴン・コミューンでは、難民や国内避難民の多くが定住を求めて流入したため、都市化が進むとともに社会インフラ施設の不足が喫緊の課題となっている。社会インフラ施設としては土木（道路及び排水）、建築（保健及び学校）に対するニーズが高く、また雇用状況改善に関しては、若年層が当面の現金収入を確保しつつ、将来的に安定した雇用の機会を得るような施策を講じることが、紛争影響コミュニティの安定には不可欠となっている。これに対し、コミューンによってレベルの差はあるものの、地区（カルティエ）ごとに伝統的首長を中心として自主的に生活改善に取り組む姿勢が見られ、市役所はこれらの自主活動を支援している状況である。住民は50名の住民代表からなる公聴会を通じて、開発計画へ参画し、コミューン・オフィスは、住民に対して首長及び仲介人を介して住民との関係構築を図っている。このように、コミューン・オフィスが本来実施すべき業務を確実に実施することによって、住民からの信頼を得ることが、コミュニティの安定にとって極めて重要となっている。

このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、コミューン・オフィス職員のプロジェクト実施監理能力の強化を行うとともに、フロー効果（雇用機会の提供）及びストック効果（社会インフラの整備による生活環境改善）によりコミューンに裨益する社会インフラ整備を行うことで「平和の配当」を住民に実感させ、コミューンの安定と社会的統合に資することを目的として実施する。

【プロジェクト目標】

社会インフラ整備事業の実施を通じて紛争影響をうけた対象コミューンにおける住民の関係が強化される。

【関係官庁・機関】

- (1) 責任機関；内務省地方分権化総局
- (2) 実施機関；アボボ・コミューン・オフィス及びヨブゴン・コミューン・オフィス

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

アビジャン自治区 アボボ・コミューン(Abobo Commune)及びヨブゴン・コミューン(Yopougon Commune)

(2) 業務内容

- ア R/Dで合意されたパイロット事業の選定クライテリアを確定するための支援
- イ 各コミュニン・オフィスにおける各部局の所掌業務の明確化及び研修計画の策定支援
- ウ 選定クライテリアに基づいてパイロット事業を選定するための支援業務
- エ 社会インフラ整備事業の計画・実施・監理・維持管理支援を行う際に必要な研修を実施するための支援業務
- オ 住民がパイロット事業に同意し、その理解とオーナーシップの醸成を図るための支援
- カ 住民参加によるパイロット事業の実施計画を策定するための支援業務
- キ パイロット事業を発注するための支援業務
- ク パイロット事業を開始し、その進捗監理を行うための支援業務
- ケ パイロット事業の関係者合同モニタリングを行うための支援業務
- コ パイロット事業実施を通じて得られた教訓を取りまとめ、共有するための支援業務
- サ 社会インフラ整備事業プロポーザルをC/Pが作成するための支援業務

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく） 契約締結後10日以内
- (2) ワーク・プラン（原案） 現地業務開始前
- (3) プロジェクト業務進捗報告書1（2014年1月中旬）
- (4) プロジェクト業務進捗報告書2（2014年7月中旬）
- (5) プロジェクト業務進捗報告書3（2015年1月中旬）
- (6) プロジェクト業務進捗報告書4（2015年7月中旬）
- (7) プロジェクト業務進捗報告書5（2016年1月中旬）
- (8) プロジェクト業務完了報告書（2016年5月頃）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/コミュニティ開発(評価対象予定)
- (2) 建築計画(評価対象予定)
- (3) LBT(Labor Based Technology)/土木計画(評価対象予定)
- (4) 調達監理
- (5) 施設維持管理(道路・排水)
- (6) 施設維持管理(建物)
- (7) 医療機器
- (8) 積算
- (9) ローカルガバナンス
- (10) 安全管理
- (11) 業務調整/コミュニティ開発補助

## 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 通訳の配置を認める予定
- (3) 2013年2月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。